

令和 4 年 8 月 29 日

教 育 長 様

香芝市議会議長 川 田 裕

【質問者： 眞鍋亜樹】

質 問 状

香芝市議会基本条例第 16 条第 1 項の規定に基づき次のとおり質問するので、同条第 2 項により速やかに回答されたい。

【質問要旨】

香芝市教育委員会におかれましては、教育の発展のため日々ご尽力をいただき、心から御礼を申し上げます。

さて、本年 6 月議会でも質されておりましたが、関屋小学校学校改修に係る設計事務について、香芝市教育委員会（以下「市教委」という。）では、危険性等の諸所の事情に鑑み、大規模又は中規模の改修は行わないことを意思決定されたとのことでした。

先般の代表質問では、その事務費用（設計費）について質され、落手した完成品では、その 8 割が無駄になるとの答弁がなされていきました。

これらの事務執行は、予算措置及びその事務執行に対し重大な瑕疵が散見されますので、以下の質問に対し、詳細にご回答いただきたいと存じます。

- (1) 関屋小学校改修工事に係る設計に対して、約 8 割が無駄になるとの答弁がなされていたが、その内訳の全ての詳細（金額含む）を示されたい。また、最終損失額も合わせて示されたい。
- (2) 市教委において、関屋小学校の改修工事中止に係る審議がなされたと聞きましたが、具体的にどのような理由により中止に至ったのか、お示しされたい。
- (3) 関屋小学校改修工事中止決定は、市教委の合議で決定したものであるのか。お示しされたい。
- (4) 香芝市公共施設等総合管理計画と香芝市学校施設等長寿命化計画との整合性が指摘されており、整合性不足により香芝市公共施設等総合管理計画の全てを見直す答弁がなされていたが、具体的にその瑕疵はどのようなものであるのか。お示しされたい。

(5) 関屋小学校改修に係る設計発注に至る意思決定において、コンクリート強度の調査に係る数値が、約 20 年前のものを使用していたと議会審議でお聞きした。これらの行為は、重大な瑕疵に該当する恐れがあるが、なぜ子ども達の生命・身体の保護に係る重要な施策に対し、そのような瑕疵が行われたのか。その理由を明確にお示しされたい。

令和4年9月14日

香芝市議会議員 川田 裕 様

香芝市教育委員会
教育長 小西 友吉



回 答 書

令和4年8月29日付けで提出された質問状につきまして、下記の通り回答いたします。

- (1) 関屋小学校改修工事に係る設計に対して、約8割が無駄になるとの答弁がなされていたが、その内訳のすべての詳細(金額含む)を示されたい。また、最終損失額も合わせて示されたい。

【回答】

関屋小学校改修工事の設計費用は、変更等を含めまして契約金額は 17,248,000 円、入札の請負率は約 65%でございました。今後、改修を予定している受水槽改修やトイレ改修などの設計金額は、約 13,000,000 円でございます。同じ請負率で落札されると仮定した場合、今後改修する部分の予想契約金額は 8,450,000 円となります。既に支出した 17,248,000 円から改修予定部分の予想契約金額 8,450,000 円を差し引いた額は、8,798,000 円でございます。

- (2) 市教委において、関屋小学校の改修工事中止に係る審議がなされたと聞きましたが、具体的にどのような理由により中止に至ったのか、お示しされたい。

【回答】

工事費と工事に対する補助金などを鑑みて、財政への影響がかなり大きいことと、香芝市学校施設等長寿命化計画でも話し合われていた将来の小中一貫校へ移行した場合の費用など、子どもたちの環境整備について十分再検討するよう指摘があったためでございます。

(3) 関屋小学校改修工事の中止決定は、市教委の合議で決定したものであるのか。お示しされたい。

【回答】

香芝市教育委員会の合議で決定したものです。

(4) 香芝市公共施設等総合管理計画と香芝市学校施設等長寿命化計画との整合性が指摘されており、整合性不足により香芝市学校施設等長寿命化計画の全てを見直す答弁がなされていたが、具体的にその瑕疵はどのようなものであるのか。お示しされたい。

【回答】

香芝市学校施設等長寿命化計画は現在見直しを行っているところでございます。現状のまま計画を進めた場合には、全体の3分の1程度しか更新できないと試算されております。長寿命化計画策定時には、補助金の取得見込みや、仮設校舎の建設など資金計画に不備がございましたので、資金計画を含めて全ての建物を改修するのではなく、統廃合も含めた計画を立てることと、改修順序の見直しが必要だと考えています。

(5) 関屋小学校改修に係る設計発注に至る意思決定において、コンクリート強度の調査に係る数値が、約20年前のものを使用していたと議会審議でお聞きした。これらの行為は、重大な瑕疵に該当する恐れがあるが、なぜ子ども達の生命・身体の保護に係る重要な施策に対し、そのような瑕疵が行われたのか。その理由を明確にお示しされたい。

【回答】

耐震診断は、第三者機関である、なら建築住宅センターの耐震診断委員会に判定をお願いしております。耐震診断時には、耐震診断委員会から構造計算に必要な調査や試験が求められますが、コンクリート強度について指摘がなかったことから、関屋小学校の耐震診断につきましては、約20年前のものを使用しております。

以上